

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の特定非営利活動法人B以下「事業場」という。）に採用され、生活支援員として障害者に対する生活介護業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月下旬から事業場でのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）等が始まり、同年〇月下旬頃からは仕事に集中できなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診したところ「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員D医師作成の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月下旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものとされている。受診の経緯、症状及び経過等からみて、当審査会としても当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

(4) 請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

請求人は、事業場において上司らからパワハラを受けた旨強く主張する。しかしながら、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示のとおり、請求人が上司らから面前で人格を否定されるなどの行為を受けた事実は認められず、業務指導の範囲内の指導・叱責を受けた事实在認められるのみであるので、当該事実は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負

荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみるのが相当である。また、その際の対立は、客観的にはトラブルと言えるほどのものではないことから、当該出来事に係る業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(6)したがって、請求人の心理的負荷の全体評価は「弱」となり、心理的負荷の強度は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、上記結論に当たっては、一件記録の資料を再度精査したことを念のため付言する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。